

平成27年3月11日

於・1002会議室（10階）

第1017回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 議決事項	
(1) 会長代理の選任について.....	1
(2) 諮問を要しない軽微な事項の一部改正について.....	2
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について （諮問第7号） .....	3
(2) スカパー J S A T株式会社所属衛星基幹放送局の予備免許について （諮問第8号） .....	8
(3) 日本放送協会所属の中波放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更の 許可について（諮問第9号） .....	11
(4) 日本放送協会に対する平成27年度国際放送等実施要請について （諮問第10号） .....	15
(5) 放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備 案について（諮問第11号） .....	21
5. 閉 会 .....	33

# 開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

## 議決事項

### (1) 会長代理の選任について

○前田会長 まず最初に、3月1日付けで原島委員がご退任され、3月2日付けで、新たに京都大学特任教授・名誉教授の吉田進委員がご就任されました。

また、松崎陽子委員におかれましては、引き続き委員にご就任いただくこととなります。よろしく願いいたします。

それでは最初の議題ですが、はじめに後任の会長代理を決めたいと思います。私といたしましては、吉田委員にお願いできればと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 吉田先生、お引き受けいただけますでしょうか。

○吉田委員 もし皆さまにご了承いただけるようでしたら、お受けさせていただきます。

○前田会長 はい、ありがとうございます。それでは、会長代理につきましては吉田委員にお願いをしたいと存じます。それでは吉田先生のほうから一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

○吉田委員 着任早々のことで、正直驚いております。ただ、前田会長からご推薦いただきまして、皆さまからもお認めいただけるということでしたら、本当に僭越でございますが、お引き受けさせていただきたいと思います。微力ながら精一杯務めさせていただきた

いと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○前田会長 よろしくお願ひいたします。

## (2) 諮問を要しない軽微な事項の一部改正について

○前田会長 それでは、次の議決事項に入ります。次は、電波監理審議会決定第1号「諮問を要しない軽微な事項」の一部改正に関しまして、お手元に配布しております資料について、夏賀幹事のほうから説明をお願ひいたします。

○夏賀幹事 それでは、お手元にお配りしております、諮問を要しない軽微な事項改正案の資料についてご説明をさせていただきます。

昨年、国会で成立しました放送法及び電波法の一部を改正する法律については、本年4月1日に施行という形になっております。お手元にあります資料でございますけれども、改正放送法等の新旧対照表を付けております。5ページのところでございますけれども、真ん中辺り、下段に10とございます。放送法の第20条第10項が、上段を見ますと14項に項ずれという形になります。

お戻りいただきまして資料の3ページ、新旧対照表ではなく改正案の資料でございますけれども、3ページのところでございますが、諮問を要しない軽微な事項についての記10のところでございます。この部分について、下線を引いております現行では「同条第10項」とございますけれども、放送法第20条第10項を引用している箇所がございまして、改正につきましては、この部分が「同条第14項」に改められるという形になっております。

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行日が4月1日でございます。それに合わせて、この軽微な事項につきましても、本年4月1日から改正して、諮問を要しない軽微な事項として施行したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○前田会長 ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。項がずれただけですから、特に内容的には変わりがないということでご異論はないかと思えます。

それでは本件につきまして、改正案のとおりとしてはいかがかと思えますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのとおりにいたします。

それでは、情報流通行政局の職員に入室するように連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問事項 (情報流通行政局関係)

(1) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について (諮問第7号)

○前田会長 よろしいですか。それでは審議に入ります。最初に、諮問第7号「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について」につきまして、久恒放送技術課長から説明をお願いいたします。

○久恒放送技術課長 はい。諮問第7号説明資料に基づきまして、基幹放送用周波数計画の一部を変更する告示案についてご説明申し上げます。

まずは概要でございます。超短波放送を行う地上系の基幹放送局、すなわちFM放送局でございますけれども、このうち外国語放送の親局の諸元につきましては、基幹放送用周波数使用計画、これは告示でございますが、この中に周波数と空中線電力が規定されております。

今般、東京を送信場所とする外国語放送を行う親局、すなわちインターFMでございま

すけれども、安定した外国語放送の受信環境を確保するために、当該使用計画の一部を変更しようとするものでございます。

変更の内容及び理由でございます。外国語放送に係る親局の周波数の変更を予定してございます。外国語放送を行うFM放送局の周波数を変更する理由でございますけれども、本邦在住の外国人やビジネス、観光で来日する外国人を対象に、外国語ラジオ放送を行うことを目的としまして、首都圏においては東京タワーから放送されている状況でございます。

しかしながら、建物の高層化等が進行しまして、難聴地域が増加し、年々受信環境が悪化している状況でございます。これを踏まえまして、一昨年9月に、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本の方針」を定めましたが、この中に関連規定として85MHzを超え90MHz以下の周波数を超短波放送に係るFM放送局に割り当てる旨が示されていることを踏まえ、今般この使用計画の一部を変更するものでございます。

具体的な使用計画の変更内容でございますけれども、現行は76.1MHzの周波数となっておりますが、変更案では、89.7MHzを追加したいと考えております。ただし、76.1MHzには注書きが付してございまして、この上段に掲げる周波数は下段の周波数へ移行するまでの入替え期間ということで、平成27年10月31日までに限るという条件を付したいと考えてございます。

続きましてパワーポイントの資料に基づきましてご説明申し上げます。2ページ、3ページをおめくりいただきます。受信環境の悪化の状況について電測調査を行ったものでございますけれども、右のほうに表がございまして。例えば東京23区内の法定電界という電波の強さは80dB $\mu$ V/mとなっておりますけれども、下にございますように①から⑮の地点で測定いたしますと、この80dB $\mu$ V/mを下回るような場所が点々として発見されているという状況でございまして、これをもって受信環境が悪化しているということ

を認めてございます。

これに対する対策案が4ページでございます。難聴対策としまして、左側の絵に図示してございますように、高層ビルよりもアンテナの位置を高いところに設置すればよいということですが、76.1MHzの現在の周波数のままでただアンテナの位置を高いところに上げるだけでと、関東北部のほうで76.1MHzに近い周波数を使用している別の放送局に対して混信を与えてしまうというような関係がございます。このため、周波数の変更も必要だというふうに考えております。なお、※印が下のほうにございますが、平成26年の1月に89.7MHzの伝搬実験を行ってございますけれども、この時の結果では混信は発生しないというような結果がございますので、ぜひこれにより難聴対策を実現してみたいというふうに考えてございます。

続きまして5ページでございます。周波数の移行期間でございますけれども、やはり周波数の変更を行うこととなりますと、聴取者の方の保護という観点も必要になりますので、周波数を変更する旨の周知の期間をとりたいと考えてございます。

4つ目、基幹放送用周波数使用計画の変更案について1月23日から2月23日までの間、意見募集を行いましたところ、合計5件の意見が提出されました。その中の主だったものを表にまとめてございます。

株式会社FM802からいただいた1つ目の意見には2つのポイントがございます。首都圏だけでなく、ほかの地域においても難聴地域が増加する傾向にあり、やはり対策が必要ではないのかという意見と、今回の周波数変更がどれだけの受信環境の改善に効果があるのかというのは疑問という意見でございます。

これに対する総務省の考え方ですけれども、受信環境の改善のためには送信点の変更が有効とも考えますけれども、あわせて周波数の変更を行うことも適当だというふうに考えてございます。

それからもう1点、移行期間が短期間になりますということと、既存局との混信の排除

というのは早急に行う必要があるという旨のコメントをいただいております。これに対してまして、先ほどお話申し上げました昨年の実験結果でいけば、混信は発生していないことが確認されております。また、仮に混信が発生した場合におきましても、ラジオの受信環境というのは移動しながら受信されているというような特徴もございますので、アンテナ対策は地上デジタル放送と比べても期間はかからないのではないかとこの観点がございます。半年を目標にということで平成27年の10月31日までで適当ではないかというふうに考えてございます。

また、移行期間として、周波数が変わったということを聴取者向けにPRするという観点からも、平成27年10月31日までにしたという旨で考え方を示したいと考えています。

6ページには具体的な変更案でございますけれども、先ほどご説明したとおりでございますので割愛させていただきます。

また、7ページ以降、参考として一昨年の9月に発表いたしました「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」ということでございますけれども、4つ目のところに、85MHzから90MHzに対する制度整備の考え方というのがございます。今般、※2のものでございますけれども、親局の諸元変更に係るものについても、使用計画で定めることという方針を示したということで、今回の変更内容については、基本方針に則って行っているというものでございます。以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○前田会長 はい、ありがとうございました。それでは、本件について何か、ご質問あるいはご意見ございますでしょうか。

○吉田代理 よろしいでしょうか。1つお伺いさせていただきたいと思っております。

建物が高層化することによって難聴地域が増えてきて、その対策として空中線の高さを高くするとともに、周波数を混信のない周波数に変えられるという、非常に適切な処置で

あると思います。

ちょっとお伺いしたいと思いましたが、東京都内ではビルの高層化がこれからも続くのではないかと思うのですが、もう少し長期的なスパンで見たとき、今回の対策で、しばらくはそのまま適用できるのでしょうか。今回の対策をやったあと、またしばらくしたら高さを変えないといけないということがないのかなという点がちょっと気になったんですけども。すなわち、空中線の高さについてはこの前実験をされたということでしたので、空中線高と受信電界強度の関係について確認をされたと思うのですが、今後にもらんだ上でどの程度の空中線高が必要かについては検討されたのでしょうか。

すなわち、少し将来を見越した場合に、これで大丈夫なのかなというのがちょっと気になったんですけども。

○久恒放送技術課長 心配は確かに尽きないのではないかと思います。地上デジタル放送が特に象徴的かもしれませんが、やはり330mのところにあったアンテナでも、地デジをしっかりと受信するためにはもうちょっといい環境があったほうがよいという意見で、スカイツリーのほうに動いたという経緯がございます。

将来を見据えた時にこれで十分とは言えなく、またその時の環境変化に応じての検討というのは必要になるかと思えますけれども、現在のレベルでは、これが適当だと考えているというように思います。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

パブコメのところで質問です。パワーポイントの5ページ目ですかね。周波数変更がどれだけの受信改善効果があるか、疑問云々と書いてありますが、これはパブコメを行った時に、空中線の位置を高くすることは情報としては伝わっているんですか。

○久恒放送技術課長 いいえ。伝わってございません。告示の中では周波数と空中線電力だけを記しておりますので、高さを変えるという観点はパブコメの中には載っていませんでしたので、その点をご質問されたのではないかと認識しております。

○前田会長 そういうことですね。ありがとうございます。

混信あるいは難聴の対策も重要だとは思いますが、外国人が持ち込んだラジオで聴けるようになるというのは、用途的には非常に大きい変化なのではないかなと思います。

ほかに何かご意見がなければ、この諮問第7号につきましては、諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行ってはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

## (2) スカパー J S A T株式会社所属衛星基幹放送局の予備免許について (諮問第8号)

○前田会長 それでは次に進みます。諮問第8号「スカパー J S A T株式会社所属衛星基幹放送局の予備免許について」につきまして、鈴木衛星・地域放送課長から説明をお願いいたします。

○鈴木衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課の鈴木でございます。諮問第8号説明資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

「スカパー J S A T株式会社所属衛星基幹放送局の予備免許について」の件でございます。

まず概要をご説明させていただきたいと思いますので、9ページの参考1の資料をご覧くださいましたらと思います。

東経110度CS放送の概要ということで、衛星放送は、衛星基幹放送と衛星一般放送の2つに分かれておりまして、衛星基幹放送につきましては、資料の下に①②③の表がございますけれども、衛星基幹放送としてはまず1つ目としては、①のBS放送、これは民放キー局系やWOWOWなどの放送がございます。

それから衛星基幹放送の2つ目としては、②の東経110度CS放送、こちらはスカパー！サービスとして知られているものでございます。

これに対しまして、衛星一般放送としては、表の一番右側でございますが、③のスカパー！プレミアムサービスと呼ばれる東経124/128度CS放送がございます。

このうち基幹放送である東経110度CS放送は、BSデジタル放送と同一の受信機やアンテナで視聴可能な放送として、平成14年3月からサービスが開始されており、現在23社の基幹放送事業者により、HD21番組、SD33番組が放送され、契約件数は約207万件となっているところでございます。

スカパーJ SAT株式会社は、これらの放送事業者に衛星等の設備を提供する基幹放送局提供事業者として、東経110度CS放送用の衛星N-SAT-110を運用しているところでございます。

今回の免許申請は、この衛星が平成27年に設計寿命を終えることになっているため、その後継衛星を確保するためのものでございます。

なお、今回のこの申請の件は、衛星の切替えのみでございます。制度上、ハードとソフトが分離されておりますので、ハード設備である衛星を使用して、ソフトの認定を受けている放送事業者には変更はございません。

具体的な放送事業者につきましては、次の10ページをご覧くださいと思います。

こちらが東経110度CS放送のチャンネルの配列図でございますが、全部で12トランスポンダございますけれども、ソフト事業者であるCSの放送事業者で埋まっておりましてトランスポンダには空きがない状況になってございます。

続いて11ページですが、現在、我が国の衛星放送に用いられている主な衛星の運用状況については、下の①から⑥まででございますような衛星が、現在運用されている主な衛星でございます。

以上を背景といたしまして、諮問第8号説明資料の1ページですが、1番目の背景とし

まして、平成14年より運用している東経110度CS放送用の人工衛星N-SAT-110については、平成27年に設計寿命を終えることから、その後継衛星を打ち上げる必要があるということで、これを受けまして、平成26年10月28日から1か月間、衛星基幹放送局の免許申請を受け付けたところ、スカパーJ SAT株式会社1社から、衛星基幹放送局3局の開設について申請があったものでございます。

この衛星基幹放送局3局でございますが、これは放送の種類によりまして免許が別々になっており、高精細度テレビジョン放送（HD放送）、それから標準テレビジョン放送（SD放送）、そしてデータ放送の3種類の免許がございますので3局となっているものでございます。

2番目の申請概要につきまして、申請者概要のところは有料多チャンネル事業及び宇宙・衛星事業を行うスカパーJ SAT株式会社が申請者の概要でございまして、詳細については別紙1のとおりでございます。

申請内容につきましては記載のとおりで、詳細は別紙2のとおりでございます。

3番の審査結果につきまして、詳細につきましては別紙3、別紙4に記載がございましたけれども、審査いたしました結果、電波法や基幹放送局の開設の根本的基準等の基準に適合していると認められるため、電波法第8条第1項に基づき、予備免許を与えることとしたいと考えてございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。特にありませんか。

○吉田代理 細かい質問を1つだけ、参考までに教えていただきたいんですけども。

今回対象となる衛星が、平成27年に設計寿命を終えると書かれているんですけども、本当の衛星の寿命というのは、この設計寿命と大体合っているんでしょうか。少し余裕を持たせてあるのですか。実際の運用できる期間というのは、設計寿命よりは例えば2、3

年とかは長いものなのでしょうか。

○鈴木衛星・地域放送課長 大丈夫でございます。大体一般的には15年程度は使えるものでございます。N-SAT-110の設計寿命が平成27年ということでございますけれども、無線局の免許としては、平成30年10月まで有効になってございますので、設計寿命経過後は再免許というものは受けられなくなりますけれども、その後も後継衛星の運用開始までの間、引き続き運用することは可能になってございます。

○吉田代理 万が一、後継機にトラブルがあって少し遅れても、若干余裕はあるということですか。

○鈴木衛星・地域放送課長 はい。

○吉田代理 分かりました。

○鈴木衛星・地域放送課長 また、予備衛星もございますので、そこは対応できるようになってございます。

○吉田代理 はい、ありがとうございます。

○前田会長 ほかに。よろしゅうございますか。

それでは、諮問第8号につきましては、諮問のとおり予備免許を与えることが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

(3) 日本放送協会所属の中波放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更の許可について (諮問第9号)

○前田会長 それでは次に、諮問第9号「日本放送協会所属の中波放送を行う基幹放送局

の電気通信設備の変更の許可について」につきまして、久恒放送技術課長から説明をお願いいたします。

○久恒放送技術課長 放送技術課長の久恒でございますが、ご説明申し上げます。諮問第9号説明資料、「日本放送協会所属の中波放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更の許可について」でございます。

変更概要でございます。NHKは、NHK大阪第1放送局の24時間放送を行っております。このため、NHK大阪第1放送局の保守点検時においても停波することなく24時間放送を継続することを可能にしようとするもので、NHK大阪第2放送局の送信機等を、NHK大阪第1放送局の第2予備装置として設置することを希望する申請がございました。

NHK大阪第1放送局というのは総合放送でございます。一方、第2放送局は教育番組等を放送してございますけれども、24時間の放送ではなくて、放送が深夜の24時に終わります。朝6時からまた放送が始まるということで、大体6時間ぐらいの休止時間がございます。その休止時間にNHK大阪第1放送局の保守点検時の代替として利用しようという内容でございます。

この設備変更につきましては、安全性・信頼性を高めるという観点もございますので、放送法施行規則に基づき、安全性・信頼性の規定に基づきまして審査を実施いたしました。

(1) 放送局の送信設備でございますけれども、予備送信設備の規定については、放送法施行規則の第104条でございますけれども、これまでNHK大阪第1放送局は、送信機の故障等に備えまして、空中線電力10kWで第1予備送信機を設置していたところでございます。今般、更なる安全性・信頼性を確保するという観点のため、保守点検時の最中においても放送が継続できるように、NHK大阪第2放送局の送信機等を用いまして、空中線電力90kWの第2予備送信機を設置するという内容でございます。

これによりまして、NHK大阪第1放送局の24時間放送を確保し、かつ、安全・信頼

性のより一層の向上に寄与するものとして変更許可を行うことが適当ではないかと考えてございます。

(2)、(3)については措置内容に特段変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして、パワーポイントのほうでご説明申し上げます。3ページ目からでございます。概要につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。具体的にどのように電気通信設備が変更になるかというものが下の図に示してございます。

変更前が左の図でございますけれども、演奏所、スタジオがございまして、スタジオから中継回線を経て放送局の送信設備まで番組が流れていく構成となっておりますが、右の図のようにNHK大阪第1放送局の予備送信機として、水色のハッチングの部分に示すとおり、NHK大阪第2放送局の送信機をNHK大阪第1放送局の第2予備送信機として加えたいというものでございます。

4ページをおめくりください。周波数、それから電力の関係でございますけれども、変更前としましては666kHzの周波数で、100kWの運用がされているものでございますけれども、第1予備送信機としては、10kWのものが備えられていたというものでございます。

注書きにございますように、この空中線電力は故障の場合に限って行うこととなっておりますが、この場合は減力して放送している旨、放送の中で伝えてくださいという条件も付している状況でございます。

変更後でございますけれども、通常時の100kW、第1予備送信機の10kWのほか、第2予備送信機の90kWを加えるものでございます。今回の設備を加えることによって使用可能になる出力を書き加えたというものでございます。ただし、この90kWを使用する場合でございますけれども、注3にございますように、この空中線電力は真に止めなければならない保守、点検、補修及び整備等のため、第2予備送信機を運用する場合に限

定する旨の条件を書き加えたいと考えてございます。

また、無線設備の設置場所としてNHK大阪第2放送局が大阪府の羽曳野市にございますので、これを加えるというものでございます。なお、空中線電力が違いますので、プランケットエリア内の世帯数も、右側の変更後の内容のとおり、まず放送区域内の世帯数A、これは100kWのエリア内でございますが、1,280万世帯ぐらいいらっしゃいます。

次に真ん中の段のAの欄でございますけれども、これは10kWの出力のものですが、1,250万世帯ぐらいをカバーしているという内容でございます。今回90kWにするということで、1,261万世帯ぐらいをカバーすることになるということを試算してございます。

続いて5ページでございます。5ページは安全性・信頼性に係る規定を概観したものでございます。例えば予備機器というのが(1)の欄でございますけれども、予備機器は番組送出設備、中継回線設備及び放送局の送信設備のそれぞれのところで持ってくださいというようになってございます。平たく申し上げますと、番組送出設備ですので、スタジオ内の設備も二重化にしてください。予備機器として確保して、スムーズに切替えを行えるようにしてくださいという内容が規定されてございます。今回は放送局の親局の送信設備について、その安全性・信頼性を高めるという内容の変更でございます。こういった位置付けをここで確認させていただいてございます。

続きまして6ページでございます。送信設備の安全性・信頼性を確保するための措置でございますけれども、放送法施行規則第104条の規定を十分満足していると考えてございます。

1つ目のポツでございますけれども、これまで送信機の故障した場合に備えまして、空中線電力として10kWの第1予備送信機を設置していたところでございますけれども、今般、更なる安全性・信頼性を確保するというので、NHK大阪第2放送局の送信設備を予備として使用する場合は90kWに減力することになりますけれども、第2予備送信

機として整備することによってNHK大阪第1放送局の24時間放送が確保でき、安全性・信頼性がより一層向上するものと考えてございます。説明は以上でございますけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

第1放送が第2放送を予備に使うという関係は首都圏でも同じですか。それとも、それはもう別に、別途2つ用意しているとかそういうことがあるんですか。

○久恒放送技術課長 東京では、大阪と同様にNHK東京第2放送局をNHK東京第1放送局の予備送信機として既に用意されております。

○前田会長 そうですか。ほかにはいかがでしょうか。ありませんか。

それでは、特にご異議もないようですので、諮問第9号につきましては、諮問のとおり許可することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

#### (4) 日本放送協会に対する平成27年度国際放送等実施要請について (諮問第10号)

○前田会長 それでは、次に諮問第10号に進みます。「日本放送協会に対する平成27年度国際放送等実施要請について」につきまして、金澤国際放送推進室長から説明をお願いいたします。

○金澤国際放送推進室長 諮問第10号についてご説明いたします。本件は日本放送協会が行うラジオ国際放送及び外国人向けテレビ国際放送について、来年度の放送の要請を実

施するものでございます。

まず要請放送制度でございますが、2の概要、四角囲みでございますとおり、放送法第65条第1項の規定によりまして、総務大臣がNHKに対しまして放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して、ラジオ及びテレビの国際放送を行うことを要請できると、このように定められております。

その費用でございますが、(2)に記載しておりますが、来年度につきましては、ラジオにつきましては9.6億円、これは26年度と同じ額でございます。それからテレビにつきましては25.8億円、これは本年の0.9億円増となっており、合計35.4億円でございます。

増額分ですが、後ろの参考資料の3ページをご覧くださいませでしょうか。パワーポイントの資料で、国際放送の実施(平成27年度予算案)とタイトルがついております。これまで海外の放送に対しては衛星を中心とした配信を行ってまいりましたが、海外の現地の視聴実態に合わせまして、ケーブルテレビ等を通じた配信を行うということのために、0.9億円を増額いたしまして、実際にテレビの国際放送を視聴していただくと、こういうきめ細やかな視聴環境を整備しようということで増額したものでございます。

また、恐縮ですが本体の資料の2ページに戻っていただければと思います。II、実施要請の内容でございます。こちらが諮問内容となりますが、まず1、ラジオ国際放送の関係でございますが、こちらは、本年度平成26年度と同旨の内容となっております。1の放送事項は、放送法第65条第1項に規定された邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項などア、イ、ウ、エに係る報道及び解説とし、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること、との文言を付しております。

2の放送区域では、電波を送信する中継局のエリアで区分した地域を記載しております。3のその他必要な事項といたしましては、いろいろ記載しておりますが、(5)で使用言語を日本語、中国語又は朝鮮語とすることを指定しております。

4では(2)において、この要請の実施期間を平成27年度中といたしまして、国の暫定予算が組まれた場合には、その期間ごとに分けた実施期間を指定することといたしております。

続きましてテレビ国際放送に関する要請内容でございますが、これは本年度、26年度の要請内容と比較していただくために、また恐縮ですが後ろのパワーポイントの資料の5ページをご覧くださいませでしょうか。

タイトルが、テレビ国際放送の実施要請書の比較表となっております。下線部分が本年度との変更点となります。1、放送事項、2、放送区域は変更ございません。3、その他必要な事項のうち、主な変更部分はこの赤で記載してある部分でございます。

まず(3)の部分ですが、右側の26年度の要請では、「ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。」と書いておりましたが、今回は「他の言語を併せ用いることができる。」としております。これはもう少しこれまでの表現よりも積極的に表現したいという趣旨での変更でございます。

その後ろに、「英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること。」と記載しておりますが、こちらは2月9日の審議会で答申いただきました今年度の変更要請の内容を、予算繰越を念頭にそのまま踏襲するものでございます。

その下の(4)の変更点でございますが、「国内外において」という文言を追記しております。これは訪日外国人が直近ですと1300万人を超えると、こういった現状を踏まえて、国内においても外国人向けテレビ国際放送の周知・広報を強化するということが一層重要となっておりますので、国内という点を強調、明確化しようというものでございます。

更にその後ろの、「現地の視聴実態を踏まえた」との文言をあわせて追加しておりますが、これは冒頭申し上げた来年度の予算、テレビ国際放送の0.9億円の増額分を反映いたし

まして、海外各地の視聴実態に合わせた受信環境の整備を行うというもので、それを反映したものでございます。

その他の下線部分は技術的な変更でございます。以上、来年度のラジオ及び外国人向けテレビ国際放送の実施内容の変更に関するご説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○前田会長 はい、ありがとうございました。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○吉田代理 よろしいですか。これも参考までにお伺いしたいんですけども、これから将来的にインターネットがすごく世界的に発展する方向にありますので、今やインターネットを通して番組を視聴される方が既はずいぶん増えてきていると理解しています。また、NHKのほうでも、そういう方向に力を入れておられるというふう伺っているんですけど、海外において特に日本のいろんなもの、特に文化なんかをアピールする場合に、海外ではこういう国際放送に加えてやはりネットで視聴される方も多いという点を考慮すべきかなと思います。

その辺りは、一応両方からみながら日本としては進めていくというふうな感じと理解してよろしいのでしょうか。

○金澤国際放送推進室長 おっしゃるとおりでございます。インターネットと放送というのはまさに両輪でございまして、実際にNHKにおいては、インターネットでテレビ、外国人向けのNHKワールドTVをライブストリーミングしておりますし、来年度はオンデマンドのような形で情報番組を提供できるような、そういう取組も予定されていると聞いています。

ラジオも同じようにインターネットで同時で配信しております。過去の経緯を申し上げても、ラジオにつきまして、北米については放送を取りやめているというのは、そういう先進国ではインターネットで聞くであろうというような背景もあると理解しております。このように効率的な受信料、あるいは国費の使い方を考えながらやっているということ

ございます。

○吉田代理 どうもありがとうございました。

○前田会長 ほかにはどうでしょうか。どうぞ、お願いします。

○松崎委員 0.9億円でケーブルテレビでも見られるようになるというのは、難視聴の地域は更に減って、多くの世帯で視聴ができるということですよ。それともクリアに見える、どういう効果があるのでしょうか。見える世帯が大きく増えるのか、それともクリアにより見えるということなのか。

○金澤国際放送推進室長 放送で、波としては全世界を既にほぼカバーしております。ただ実際は、特に北米を念頭に置いているんですけれども、ケーブルテレビで見ている世帯が非常に多い中で、ここでは大きなパラボラでしか受信できないような衛星しか確保できていないという実態がございます。

です。国費だけでなく受信料をもちろん投入してやっていく必要がありますし、実際にやっていただいているんですけど、今回の要請によってケーブルテレビを通じて視聴できる世帯が増えるという効果が期待できると思っております。

○松崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○前田会長 1点だけ、確認なんですけれども。ラジオのところ、その他の必要な事項の中に、言語について日本語、中国語又は朝鮮語とすることと書いてありますよね。実際には18言語でやられているので、これは先ほどの、現状でテレビで言えば妨げないと言っている、NHKの努力でやっていると、そういうことと理解していいんですよ。

○金澤国際放送推進室長 そうですね。おっしゃるとおりです。これ、以前はその地域に応じた言語という指定の仕方をしていたんですけれども、NHKは、ニューNHKワールドTVと言いましょか、外国人向けに特化した今のNHKワールドTVというのが平成21年に始まった時に、外国人向けはテレビで、日本人向け及びその周辺国向けはラジオということで、ラジオの要請言語を日本語、中国語、朝鮮語という指定の仕方にとどめ

て、それ以外の言語についてはNHKの自主的な受信料でやるという考え方にいたしました。国費のより効率的な使い方ということでテレビにシフトして、ラジオの分の予算の部分はより受信料でやっていただくという考え方、経緯に基づいております。

○前田会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

○松崎委員 すごく些細なことなんですけど。

○前田会長 はい、どうぞ。お願いします。

○松崎委員 この放送地域で朝鮮という言葉を使ってらっしゃるのは、何か特に意味が。

○金澤国際放送推進室長 これは長い経緯によるんですけども、他の法令とか最高裁の判決とか、そういう先例でこういう用語を使っている。それがそのまま残っています。

○松崎委員 言語で朝鮮語となっていますが、以前、韓国語の語学講座でテキストに「韓国語」という表現をあえて使わないために「ハングル」にしたという事例を聞いた記憶があるので、果たしてこの「朝鮮語」という表現に問題は無いのか気になりました。韓国の方にとって抵抗がないなら良いのですが。

○金澤国際放送推進室長 北朝鮮及び韓国で使われている言語という意味合いです。

○松崎委員 そうですね。それを韓国の方にとって、「韓国語」ではなく「朝鮮語」と表記することが、どういう受け止められ方をするのが気になります。昔ラーメン屋さんで「支那そば」という表記をしていることに中国の方が反感を持たれて、クレームが殺到したという話も聞いたことがあります。その辺の実情をリサーチできればと思いました。

○前田会長 それではただいまのご意見を念頭に置いていただいて、修正すべきことがあるとなった時には、それを修正していただくということで、よろしゅうございますでしょうか。

特に全体として反対意見もないので、諮問第10号につきましては、諮問のとおり要請することが適当である旨の答申を行ってはいかががかと思いますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

(5) 放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備案について  
(諮問第11号)

○前田会長 それでは、次に進みます。諮問第11号「放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備案について」につきまして、長塩放送政策課長から説明をお願いいたします。

○長塩放送政策課長 それでは諮問第11号についてご説明いたします。

お手元の資料、クリップ留めございますが、お外しいたきまして、少し資料大部にわたってございます。全体をまとめたパワーポイントの資料をご用意してます。分冊で言いますと、上から2つ目になろうかと思いますが、こちらのA4横の資料に基づいてご説明させていただきます。

お諮りいたしますのは、放送法及び電波法の一部を改正する法律、これは前通常国会で成立したものでございますが、この施行に伴う省令等の整備についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、右下1ページでございます。今申し上げた法律の概要でございます。ここに実は昨年春でございますが、一度審議会にもご報告させていただいているものでございます。大きく分けて、今回の諮問との関わりで2点でございます。

(1)でございます。放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度を創設してございます。後ほどご説明いたしますが、視聴チャンネルの数の目標の達成が困難となるおそれがある等と認められる地域につきまして指定し、その地域に係る放送事業者が認定を受けることにより一定のメリットを生じさせるというものでございます。

また2つ目が(2)でございます。認定放送持株会社の認定要件の緩和でございます。

認定放送持株会社につきまして、マスメディア集中排除原則の一般原則、これについて緩和を行うというものでございます。議決権保有可能な範囲等を拡大するというものでございます。

先日お諮りした参考欄に書いてございます、NHKのインターネット活用業務の拡大等々につきましても同様に成立し準備をさせていただいてございますが、今回は民放関係についてお諮りするものでございます。

次のページでございます。今回お諮りする省令の全体像でございます。今申し上げた、経営基盤強化計画の認定制度の創設により、告示の新規制定、あるいは持株会社の認定要件の緩和に伴う省令の整備等がございます。左から右へと全体の体系が変わりますが、実は表現の自由享有基準に関する省令につきましては、持株会社関連のものとそうでないものと、2つの体系に分けてございましたが、これを機に1つの体系のもとに再編しようという構造の変化がございます。

その他新設と書いているところ、それからブルーで囲っているところ、これが今回お諮りしようというものでございます。

次のページでございます。個別の説明でございますが、経営基盤強化計画認定制度、冒頭少し触れさせていただきましたけれども、地域経済の低迷等に起因して放送事業者の経営状況が非常に悪化しているというものでございます。こういったものにつきまして、総務大臣が指定放送対象地域を指定しよう。そして3つ目の丸でございますが、その指定された放送対象地域に係る放送事業者については、業務の合理化等により収益性の向上を図る旨の、経営基盤強化計画を作成し、総務大臣の認定を受けた場合には一定の特例が適用されるというものでございます。

今申し上げたところをフロー図にしたものが、3ページの下半分でございます。

今回お諮りするところは、まず1点目として一番左端の網掛けの部分でございますが、総務大臣により、いかなる地域を指定放送対象地域として指定するかというところでござ

います。

次のページをご覧くださいますと、今回準備させていただきました案によりますと、収入の現状、先行きの見通しともに厳しいラジオに係る放送対象地域を、指定放送対象地域に指定させていただいてはどうかというものでございます。ただし、ラジオと申し上げても、収入が全国の平均を大きく上回るAMの三大広域圏を除くラジオの放送対象地域を指定させていただこうというものでございます。

今申し上げましたバックデータといたしまして、次のページでございます。これは民放事業者の1社当たりの売上高のこれまでの推移、あるいは将来見通しをそれぞれ記したものでございます。

左側がこれまでの推移でございます。平成5年度から平成25年度に至るまでの売上高の推移でございますが、AM、FM、テレビ、それぞれ分けて記載してございます。ご覧いただいておりますとおり、AMにつきましては、平成5年の売上高を100といたしますと、直近それが約半分のレベルまで落ちているというものでございます。FMにつきましては、約7割の水準でございます。

他方、テレビにつきましては、大体3割増の状況にあるというものでございます。こうした傾向は今後も同様でございますが、右側でございますが、概ね同様の傾向で推移するというものでございます。

こうしたことから、1枚お戻りいただきまして、今回は経営がなかなか厳しい状況にある三大広域圏を除くラジオについて指定させていただこうというものでございます。

2点目でございますが、6ページをご覧くださいただければと思います。認定放送持株会社についての変更でございますが、その制度自体について、概略を改めてご説明させていただければと思います。

マスメディア集中排除原則によりまして、一の者、例えば持株会社が複数の地上テレビ事業者を所有することはできない状況でございますが、大臣から認定を受ければ、認定放

送持株会社として、ご覧いただいているとおり、複数のテレビ局を同時に支配、経営をすることができるということでございます。

数々の認定による効果が記載されてございますが、後ほど出てまいりますのは、認定の効果③でございます。これは複数のテレビ局を同時に所有、支配すると言っても、放送の多元性という、マスメディア集中排除原則の非常に重要なことは配慮しなければいけないだろうということから、認定放送持株会社に対する出資者は最大でも3分の1以下という議決権保有の制限がかかっているというものでございます。

認定放送持株会社の制度の下で今回見直しをいたしましたのが、7ページでございます。

先に8ページもご覧いただきますと、今申し上げた認定放送持株会社の制度の下に、既にキー局を中心としてご覧のような持株会社のグループ経営がなされているという状況でございます。

お戻りいただきまして7ページでございます。認定放送持株会社に対する議決権保有制限の制度でございます。左側からラジオ、テレビ、Aラジオ局、Aテレビ局、それからBラジオ局、と所有している形態がございます。これは同一地域について、ラジオ、テレビ複数の局を所有しているということでございますので、これはマスメディア集中排除原則に従って10分の1しか議決権保有による支配ができないということでございます。2局目はこういう制限がかかってございます。

ただ、マスメディア集中排除原則の一般原則においては、ラテ兼営局がございますとおり、ラジオとテレビには特例的にそこは緩和されてございます。右側につきましては、ちょっと図が複雑でございますが、こういうふうにテレビとラジオが関わる場所については、もう少し規制を緩和してもいいだろうと。マスメディア集中排除原則の一般原則と同様に持株会社に関与する場合でも、ラジオ・テレビの場合は議決権保有に係る規制を緩和しようというものでございます。

ただし先ほどご覧いただきましたとおり、持株会社については一の者により保有できる

議決権が3分の1以下という制限がかかってございますので、この場合にあっては結果として3分の1を超える議決権の保有は不可であるということになってございます。

次の点でございますが、マスメディア集中排除原則に関しまして、特定役員の定義を定めるものでございます。これは認定放送持株会社の関係会社に対する規定を整理したことの一環でございますが、これに伴いまして、従来の運用が、省令上で不明確との指摘があった点を明確化しようというものでございます。

大きく3点ございますが、1点目は特定役員の定義といたしまして、ちょうど左側の網かけのところでございます。地上基幹放送事業者につきましては、特定役員として取締役、衛星基幹放送については、ご覧のような少し複雑でございますが、こういったところについて省令において法人形態ごとに具体的な範囲を今回省令で規定させていただこうというものでございます。

それから、9ページの右側でございますが、認定放送持株会社は先ほどご覧いただいたとおり、その持株会社の下に、多様な形態のテレビ局、あるいはラジオ局、それが同一地域、あるいは異なる地域、こういったものがいろいろな状況の下でグループ経営をなされているということでございます。

次の10ページをご覧いただければと思いますが、このマスメディア集中排除原則につきましては、先ほどご覧いただきましたとおり、同一地域には10%というふうな議決権保有による支配の基準があり、異なる地域につきましては、上の右側の欄でございますが、3分の1というふうな議決権保有による支配の基準を設定させていただいてございます。

9ページのところ、お戻りいただきまして、こういうふうないろいろな場合において、支配の基準が変わるのは非常に不都合であろうということで、認定放送持株会社に関する限りは一律に、放送対象地域の如何にかかわらず10分の1超というふうな基準を設定させていただくというものでございます。

それから、その下のところでございますが、経営基盤強化計画認定制度を活用する場合

には、数々のメリットと申しますか、法律上の効果が発生しますが、今回は現在5分の1超とさせていただいている役員の兼任による支配の基準、これを3分の1超まで緩和させていただこうという、規制緩和を盛り込んでいるものでございます。

そのほか、12ページ、13ページにつきましては、今回一連の省令整理をさせていただくものの一環として、規定を整理させていただくものの代表例を記載させていただいてございますが、これは諮問事項ではございませんので、参考としてご紹介させていただきたいと思っております。以上、ご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○前田会長 はい、どうもありがとうございます。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。ありませんか。

かなり複雑なので、理解するのが難しいというふうに思いながら聞いておりました。原則として認定放送持株会社の制度については、既に何らかの特典がある形で、そちらの方向に各社さんとも向かっておられますね。その中で基本的に今回修正しているのは、ここで言う7ページ目かな。認定放送持株会社に対する議決権の保有制限の割合のところだけが変わるということでしょうか。

○長塩放送政策課長 はい。そうですね、そうでございます。

○前田会長 あとは今回のお話の主たる部分である、経営基盤強化計画の認定を与えることにより、マスメディア集中排除原則に注意しつつよりたくさんの方の経営の危うい基幹放送事業者を救えるようにしようと、一言で言うとそういうことですか。

○長塩放送政策課長 そうです。

○前田会長 あと、全体の整合性が問題がないかどうかということだろうと思いますが、いかがですか。

もう1つ質問していいでしょうか。特定役員の定義のところ、地上基幹放送と衛星基幹放送と原則を変えているように見えるけれども、本文のほうを見ると、原則取締役で、

衛星基幹放送等については、ある種の条件の下で業務執行取締役とするということで、資料の書き方の問題かとも思えます。9ページ目のこの資料だけだと何で片方が取締役で、何で片方が業務執行取締役なのかというものの考え方が、ここではよく理解できないので、なぜ違えているのかなと思ったんですけれども。

原則取締役で、地上基幹放送でない場合には、かつ、取締役に占める業務執行取締役以外の者の割合が少ない場合には、業務執行取締役で考えるという、そういうものの考え方はですかね。

○長塩放送政策課長 はい。結構です。

○山本委員 1つよろしいですか。パブリックコメントで、それぞれの放送事業者からいろいろ意見が出ているようなのですが、ここに書かれているのは、もっと規制を緩和してくれという一般的な言い方がされているのですけれども、何か具体的に、こういうことで困っているの、あるいはこういうことを将来的に考えているの、その点について緩和をしてくれというような、具体的な意見というのが出てきているのでしょうか、ということが1つと。

それから、経営基盤強化計画認定制度というのは、かなりいろいろ議論をして作られた制度であると思えますけれども、これについて、これは今回の諮問事項と直接関わる話ではないのかもしれませんが、具体的にこの制度使ってみようという動きはあるのでしょうかということをお伺いしたいと。

先ほどラジオの経営状況について、5ページのところいろいろご説明をいただいて、あるいは一息ついている状態なのかもしれませんが、ただ、逆に言うと、この制度を議論した時もそうだったと思うのですが、こういうタイミングでないと、なかなか本当に切迫した状況になってから制度を改正してそれを使ってもらうというのでは間に合わないの、今のうちから少し規制を緩和しておいて、使うという事業者があれば使っていただくというために、このタイミングでまさに制度を変えたということではないかと思うのですけれど。

ども、そのこととの関係で、実際に何か放送事業者さんのほうで動きが出てきているのかということをお伺いしたいと思います。

○長塩放送政策課長 2点ご質問いただきました。まず、後段のほうについて申し上げますと、先生さまにおっしゃったとおり、こういうタイミングで将来に備えて使える制度として、この制度を設けたということでございます。ただ、放送事業者の意識として、先ほどもご紹介させていただきました5ページにあるとおり、現段階は一息ついたとしても、将来見通しは非常に悲観的、なお厳しいのではないかとというデータもございますので、これを踏まえて将来に備えていかに経営基盤を強化するかというのが、特にラジオの業界を通じて共通認識化されてございます。

そういったこともあって、今回の制度整備については、基本的には歓迎するというふうな声が大勢でございますし、個々の制度について、多数の、それ相応の問合せもいただいているところでございますので、かなりこれを使ってみようかなというふうに思えるところは潜在的にはかなりあるのではないかとというふうに考えてございます。

ただ具体的に、表面的にこれを使おうと思っているということになると、場合によっては今の経営基盤が脆弱であるというふうにとられかねない点もございますので、どこがどのぐらいが具体的に活用を想定しているかっていうところについては、実際のところなかなか見えないところでございますし、この場でこうですというふうなことをコメントさせていただくのもいかなかなというふうに思っているところでございます。

○井田企画官 パブリックコメントにつきましては、先生がおっしゃってございましたように、これまでマスメディア集中排除原則についての規制緩和要望を、受けております。実需は今どうという話ではないが大きく将来に備えて一般的に緩和してほしいというご要望と、まさに今これこれこういうことをしようとしているので、どうしても緩和してほしいという切迫したご要望、具体化したご要望と、大きく2つございます。

前段につきましては、これは基本的に必要があって規制しているものでありまして、言

論の多元性、多様性、地域性を確保するためのものがございますので、そういった理由でなかなか軽々には緩められないと考えてございます。

それに対しまして、後段の規制緩和要望の理由ですね。実際にもう切羽詰まっているという話につきましては、これは放送・社会に対する影響が少ないものであれば、できる限りお認めしてこうというところで法律を今回改正し、その上で法律を改正したものに伴って総務省令を改正しております。

その時に、今回の総務省令を改正する際に、法律で改正したものについて連動して機械的に改正するものがほとんどでございますが、プラス1点だけ、総務省令レベルで新たに創設的に、具体化した規制緩和要望を踏まえて制度化したものがございます。

それが先ほど課長からも説明がございました中で、パワーポイントの資料の7ページ目になります。認定放送持株会社に対しまして、「一の者」に当たる株主が出資する場合につきまして、同一放送対象地域で一の者が別の枠で、異なる地上基幹放送事業者に対して出資している場合につきましては、これは10分の1でなければならないという規制、これが余りにもマスメディア集中排除原則の本来の姿と比べますと厳しすぎるというご指摘がございまして、これは実に切実なご要望がございまして、これにつきましては総務省令において、今回の制度改正の趣旨として相乗りするものであると考えまして、措置させていただければと考えております。

これ以外の要望につきましては様々ございましたものを精査いたしました。基本的にはまだ一般論としての要望しかいただいていないという認識をしております。以上でございます。

○前田会長 この資料では、どこかで出ているのかもしれない、明示的にはなかったような気もするんですけど、外資規制はここで言う一の者っていうのは、外資規制も当然これと同じことかかるとそういうことですよ。これはでも外資だけではないのかな。

○長塩放送政策課長 6ページでございますか。

○前田会長 6ページ、7ページ目です。外資規制がかかるのは、認定放送持株会社に対してだけですか。そうではないですよ。

○長塩放送政策課長 放送事業者にはかかります。放送事業を行っていない者であっても、認定放送持株会社には外資規制の適用があるということでございます。

○前田会長 そういうことですね。それは、外資規制の適用は、この議決権5分の1未満というのが放送会社に対してはすべてかかると、個別にかかるわけですね。

○長塩放送政策課長 はい。外資規制は放送事業者にかかります。ただ、認定放送持株会社は直接放送をやらないんですが、認定を受けることによって放送事業者と同様の外資規制の適用があるということでございます。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。ありませんか。

○松崎委員 5ページ目のFMの折れ線グラフを見ると、平成22年に底を打って、少しずつ右肩上がりになっていますね。このことの何か原因というのは明らかなのでしょうか。

○長塩放送政策課長 ちょうどこの当時いわゆるリーマンショックで、日本経済が大きく落ち込みました。落ち込んだことに伴いまして、非常に経営のスリム化と言いますか、経営の合理化等を行いまして、そのあと少し平準化したところで少し上がってきたというふうな経緯は一般に言われてございます。ただ、これが大きくこの後もずっと伸びていくのかとなりますと、なかなか厳しい状況でございまして、今回はご用意させていただいてございませんが、いわゆる広告費の動向というものがございまして、そういったもののデータを見ましても、よく一般に言われますのは、いわゆるインターネット系の広告費というのはずっと右肩上がりの状況でございまして、ラジオ等につきましては、今ご覧いただいている表のとおり、基本的なトレンドとして右肩下がりの状況にあるというふうなことでございます。

ただ、もちろん業界も非常に努力してございますので、もちろんそのままずっと行くということではなくて、今おっしゃったようにV字の回復ですとか、あるいは平準化、そう

いったものも当然出てこようかと思えます。

○松崎委員 FM局は経営努力でスリム化したので効果が出たが、AM局は全然経営の合理化がうまくいかなかったというその差でしょうか。

○長塩放送政策課長 そうですね。それほどは効果が出てなかったという、全体として見ればですね。もちろん同様の合理化と言いますか、効率化、こういったものは取り組まれていると思えます。

○松崎委員 放送コンテンツで、とても人気が出たものがあつたなど経営以外のところに要因があれば、AM局が参考にできると思ったのですが。

○長塩放送政策課長 そういったコンテンツに伴い、こういう差異が生まれたということはないでしょうか。

○松崎委員 そうですね。残念です。論点が少しずれるかもしれませんが、コンテンツの重要性も認識する必要があるのではないのでしょうか。たとえば、ラジオ局の最後の砦は高齢者だと思います。リスナーが早朝に聞く高齢者が増えているというのはだいぶ前からことで、ラジオはものが見えないのに通信販売で売れるケースもあるそうです。経営努力ももちろん大事ですが、本来の使命というか、若者層に対する番組作りだけでなく、現実の高齢リスナーを取り込めるコンテンツが業績回復の鍵になるかもしれないと思えますが。

例えば、介護情報なども実際に介護中の人はテレビの前に陣取ったり、パソコンを立ち上げたりしている余裕はありません。逆にラジオだからこそ役に立つ情報を聞きながら家事や介護ができる、それは強みだと思います。

○長塩放送政策課長 おっしゃるとおりと思えますし、この場を通じて先生のご趣旨はラジオを中心とする業界の方々にも伝わりますし、私どもでも業界団体等に伝えてまいりたいと思えます。おっしゃったような取組は、個々のラジオ事業者が一生懸命やっておるところと承知してございますし、また、業界団体で民放連というのがございますが、民放連の中でも新しいラジオの価値というものを構築していったらどうかということで、部内で

関係の方々が知恵を出し合って、おっしゃったようなことについて検討を進めているというところでございます。

○松崎委員 いつでも意見を言いに行きますとお伝えください。

○山本委員 今の点に関して、このラジオの強靱化に関して議論した時には、ちょうど地震の後だったものですから、災害の時にラジオがどのように活用されたかということについて、かなりいろいろな立場の方がプレゼンテーションをして示されたってということがあったと思うのですが。

どういう場でやるのが適当なのかわかりませんが、やはり今後高齢化社会とか、だんだんあるいはそれぞれの地域が人口減少になっていって、なかなか地域の利便性が落ちていくといった時に、やはりラジオの活用場面というのはかなり将来出てくる可能性もあると思うので、継続的にそういう新たなニーズの発見とか、あるいは国の政策とのリンクとか、そういったことも今後機会を見つけて積極的に取り組んでいく必要があるのかなというふうに、今伺っていて思いました。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ご質問等がたくさん出ましたが、特に反対意見が出たわけではないので、諮問第11号の省令等の整備については、諮問のとおり改正及び変更並びに制定することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

以上で、情報流通行政局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 本日はこれにて終了ということで、次回の開催については、平成27年4月8日水曜日15時からを予定していますのでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。閉会いたします。